

広島県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「~~第14条~~の2の5」を「~~第19条~~」に改める。

別記様式第三号の二中「~~第14条~~の2の5」を「~~第19条~~」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。